富山県議会２月定例会　一般質問の様子（３月９日）

おくのえいこ県政報告

明日に向かって元気いっぱい！

Vol.3
平成24年５月発行
発行：自由民主党
富山県議会議員会

ごあいさつ

満開に咲き誇っていた桜の季節もあっという間に過ぎ行き、日に日に日差しが強くなってまいりました。

皆様におかれましては、益々ご清栄のことと存じます。

私も昨年４月の初当選より一年が経過いたしました。

４回開催された県議会定例会のうち、３回で質問の機会を頂き、女性を取り巻く問題や教育の分野、障害者雇用の分野などを取り上げさせていただきました。

中には支援の拡大や新たな事業として、今年度、予算が付いたものもあり、こうして無事議員活動をさせていただいておりますのも、ひとえに皆様のお力添えの賜物と感謝申し上げます。

２年目を迎え、県政の諸課題についてより深く掘り下げ、取り組む所存ですので、今後とも変わらぬご支援をお願い申し上げます。

富山県議会議員
奥野 泳子

一般質問 3月9日（金）

問1 母子保健について

① 11月議会で、不育症専門医を配置するなど相談窓口の充実強化に取り組むとの答弁があったが、どのような体制で、いつから実施する予定なのか。

厚生部長答弁

現在ある富山県不妊専門相談センターの体制を充実させる。不妊カウンセラーに加え、6月から月に一度、不育症専門医による相談日を設けるほか、センターの相談員や行政の母子保健担当者を対象とした研修を行う。

また、不育症の正しい知識の普及と、医師を配置した相談実施を周知するため、リーフレットを作成し、4月から市町村や産科医療機関に配布する。

② 不育症については、正しい検査と治療で、不育症患者の85％が無事出産できるとの研究報告もあり、費用対効果を考えても、不妊症と同様に助成事業に取り組むべきでないか、所見を問う。まずは、どのくらいの需要があるかを判断するためにも、不育症と診断された方に限って、妊産婦医療費助成の対象項目に切迫流産の項目を追加することを提案する。

知事答弁

不育症は単一原因の疾患ではないため、現時点で医療機関での治療方針が定まっておらず、胎児が原因の場合の過度の治療があるとも聞いている。

まずは不育症の検査が可能な医療機関等の広報に努めたい。また今年から不育症治療の健康保険適用が拡大されたため、患者の経済的負担は大幅に軽減された。特定不妊治療や他の疾患の方との経済的公平性を欠くとも考えられ、いろんな角度から課題を整理したい。

問2 NPOとの協働事業について

① NPO法人を取り巻く現状と課題について、問う。この10年でNPO法人の数は10倍以上に増加しているが、法人税の支払いや事業報告書の提出、変更登記などの手続等も多く、そうしたことに対応できる成熟した組織は少ないと感じる。

生活環境文化部長答弁

富山県には現在、福祉やまちづくりの分野で306法人が登録されている。

平成21年の実態調査では、そのほとんどが組織や財政が小規模で、資金不足やスタッフ不足の課題が多く聞かれた。組織運営や資金、人材といった課題に取り組む上で、とやま県民ボランティア総合支援センターと連携して、NPOのマネジメント力の向上のため、会計、税務、労務管理の研修や相談会を実施するほか、寄付募集や資金調達、情報発信力を高める研修も行い、自主的に活動できるように支援していく。

② 県としてNPOに期待する役割と今後の支援策について、これまでの県とNPOとの協働実績も含め、問う。行政ではできないきめ細かなサービス等に期待されるのがNPOの活動であるが、協働を掲げる以上、県としてしっかりと支援していくべき。

知事答弁

NPOとの協働を推進するため、理解を深める職員研修や県民向けセミナー、協働マッチングを図る相談窓口の設置等を実施している。

NPOとの協働は、平成16年度に25事業だったものが、平成23年度には58事業へと大幅に増加している。平成23年度24年度は、国の新しい公共支援事業交付金を活用して、NPOとの協働やNPOの基盤強化を集中的に進めることにしている。NPOは地域のニーズにきめ細かく対応できる強みがあるので、よい点を生かして、まちづくりや福祉の分野で、とやまを元気にしてもらえるよう支援したい。

＊クローズアップ＊

「NPO」・・・国内では、1995年の阪神淡路大震災を機に、市民団体やボランティア団体の法人格の必要性がクローズアップされ、爆発的に増加した。

近年は国や地方自治体の財政逼迫などから、全国的に行政とNPOの協働がブームとなっており、NPOは新たな公共とも呼ばれている。

問3　障害者福祉等について

①５年計画でスタートした工賃向上支援計画も、その期間を終えようとしているが、これまでの実績と目標の達成度を踏まえた評価について問う。

厚生部長答弁

障害者の自立を目指す上で、工賃の向上は重要である。平成18年度に１万１９９９円だった富山県の平均工賃を、平成23年度末までに２万４０００円にすることを目標とし、意識改革、ノウハウの導入、地域連携の強化を三本柱に取り組んできた。昨年12月の平均工賃は１万４３８３円（１９・８％増）で、目標達成には厳しい状況である。原因としては、仕事の７割を占める電子部品の組み立てや段ボールの加工など、下請け型事業所の受注が伸び悩んだためとみられる。

一方、食品加工や自主製品の製造を手掛けている事業所では、工賃が７割増となったところもあり、一定の効果はあったと考えている。

②現在、新たな工賃向上支援計画を作成中とのことであるが、前回計画の評価を踏まえ、新たな計画の内容と目標設定の考え方について問う。５年間の計画実施にも関わらず、障害者を取り巻く労働環境、工賃が大幅に向上したとは言い難く、自立への道のりは遠いのが現状である。

厚生部長答弁

24年度からの新たな計画の方向性や素案を取りまとめ、作れるものから売れるものへといった意識改革を図る。また新規就労分野へのチャレンジや事業所外への就労支援を目指す。計画の策定を急ぎ、自立への支援に努力したい。

問4　学校における運動部活動について

①新事業として、栄養士やトレーナーを派遣するトレーニングエキスパート事業が挙げられているが、その人材確保と派遣頻度、どの程度のサポートが可能なのか問う。

教育長答弁

スポーツ医科学的トレーニング推進委員会の推薦により、栄養士はスポーツ栄養士や健康運動指導員の資格を有する管理栄養士に、トレーナーは公認資格を有する県の体育施設や民間のスポーツクラブの指導員にお願いすることとしている。

派遣頻度は、各学校の要望に応じて、運動部活動の盛んな学校であれば年６回、一般高校であれば年４回、定時制高校であれば年２回程度を予定している。

問5　学校における食育について

①学校給食における食物アレルギーへの対応については、学校ごとに違いがあるが、この現状についてどのように認識しているのか。学校給食を所管するのは市町村であるが、食物アレルギーへの対応についてはまちまちで、除去食から代替食、全く関知せず弁当というところまである。

教育長答弁

市町村や学校によると、調理室や給食センターなど、施設設備が一律ではなく、調理人数が異なることやアレルゲン食材が多岐にわたることから、一律の対応が難しい現状がある。

県としては今後、先進的な取り組み事例の情報を提供するなど、弁当持参の児童についても保護者の意向に沿いながら、ときには他の児童と一緒に安心して給食が食べれるよう工夫し、食物アレルギーに対応できるよう市町村と連携していきたい。

＊クローズアップ＊

「食物アレルギー」・・・小麦、そば、卵、大豆、乳、甲殻類など、食べ物によって引き起こされるアレルギー。じんましんやむくみ、喘息のほか、呼吸困難など、命に関わる重大なショック症状を起こすこともある。

食物アレルギーを持つ子供の数は、県内でもここ10年で２倍に増加しており、症状の長期化が問題となっている。

（以上、５分野14問から抜粋）

不育症専門相談がはじまります!!

昨年度から議会で支援を求めていた不育症対策に予算が付き、6月から専門医を配置した相談窓口が設置されることになりました。

開設日・・・6月5日（火）
専門相談・・・月1回予約制　15時～17時
相談員・・・富山大学附属病院産婦人科医師
開設場所・・・富山県民共生センター「サンフォルテ」2階
（富山市湊入船町6－7）
富山県不妊専門相談センター及び女性健康相談センターに併設

＊カウンセラーによる一般相談は従来通り＊

電話相談・・・・・・・・・火・木・土　9時～13時
水・金　14時～18時
面接相談（要予約）・・・火・木・土　14時～18時
水・金　9時～13時

不育症（習慣性流産）の不安がある方は、まずはお気軽にご相談ください。
なお、月1回の相談日は、予約のお電話の際にご確認ください。
TEL…076－482－3033

また不育症専門相談開始に伴い、不育症についての正しい知識を知ってもらおうとリーフレットが作成されました。市町村や厚生センターにて受け取れます。

ちょっとこぼれ話

議会において見どころは、言うまでもなく質問と答弁ですが、実は密かにチェックすると楽しいのが、応酬の中に含まれるユーモアだったり、チクッとした嫌味？だったりします。質問者や答弁者によって傾向があって、繰り出された時には、まさに「キターッ」って感じです。これはどうやら議会ごとに随分と違うらしく、県議会ではわりと頻繁に見られるので、野次と相まって（県議会の野次は、どちらかというとお囃子ですが）議会を活気づけています。このような盛り上がりは、テレビ中継ではわかりにくいので、ぜひ議場にて楽しんでいただくのがおススメです。

事務所のご案内

ご相談やご提案などは、月曜と金曜の午前9時30分から12時30分に承っております。上記以外の時間につきましては、会議等の都合上、閉めていることもございますのでご了承ください。
また上記時間以外でも明かりがついているときには、お気軽にお立ち寄りください。

事務所住所　〒939-8073　富山市大町282

２月議会一般質問の詳しい様子は、富山県議会のホームページでご覧いただけます。
htpp://www.pref.toyama.jp/section/0100/

連絡先
富山県議会自民党控室
〒930-8501　富山市新総曲輪1－7
TEL 076(431)5244　FAX076(441)8421
E-mail:okuno.eiko@lime.plala.or.jp